

第四十回
国会

参議院内閣委員会會議録第九号

昭和三十七年三月八日(木曜日)

午前十四時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長

河野 謙三君

理事

石原幹市郎君
鶴岡 哲夫君
山本伊三郎君

委員

上原 正吉君
木村篤太郎君
下村 定君
松村 秀逸君
松本治一郎君
高瀬莊太郎君

國務大臣

政府委員

福永 健司君

人事院事務総
局長

内閣総理大臣

官房公務員制
度調査室長

大蔵政務次官

大蔵省主計
局長

大蔵省主計
局給与課長

事務局側
常任委員

会専門員

伊藤 清君

本日、の会議に付した案件

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河野謙三君) これより内閣委員会を開会いたします。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に続いて質疑を行ないます。

政府側から出席の方は、谷村主計局長、平井主計局給与課長、滝本人事院給与局長の方でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○鶴岡哲夫君 半日直の問題につきまして、人事院規則並びに細則の問題ですけれども、伺いたいと思います。給与法の十九条の二に宿日直の規定があるわけですが、この宿日直手当の規定は、「宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、三百六十円をこえない範囲内において人事院規則で定める額を宿日直手当として支給する。」とありまして、これを受けて人事院規則九一五がございまして、この九一五でその定める額は「宿直勤務又は日直勤務一回につき三百六十円とする。但し、勤務時間が五時間未満の場合はその勤務一回につき百八十円とする。」と問題にいたします。この勤務時間五時間未満の百八十円というやつです。さらに今の人事院規則九一五を受けて、人事院細則九一五一というのがあります。土曜日の十二時半から五時まで、四時間半日直をする。そして土曜日の夜泊る宿直の場合には、一回と見て三百六十円にするという形になっ

ているわけですが、これは非常に長い間問題になっておったことは御承知のとおりでありまして、適用される回というのは毎週一回の割になるのですが、これが十年にわたっておるものですが、非常に不満があつて、御存じのように、労働省の組合からこれについての行政措置要求も出て、それに対して人事院が判定を出していることも御承知のとおりであります。この判定の内容等について今ここで問題にしようといふふうには思はないわけですが、ただ伺いたい点は、この人事院規則の九一五一という、これをやはり取りやめてもらふというお答えがあるのかどうか。御存じのように、実態として見ましても、各省ごとにやはり取り扱いが違つておるようでありますし、また、省の中でも、局によりまして取り扱いが違つておるわけですが、この人事院の細則九一五一というものを取りやめてもらふというふうに希望をいたしたいと思ふのですけれども、その点をひとつ伺いたいと思ひます。

○政府委員(滝本忠男君) ただいまいろいろお話がございましたように、この労働省職員あるいは農林省職員あるいは法務省の職員から、この問題につきまして行政措置要求が出ておりました。で、人事院としてこの問題について判定をいたしましたわけでございます。その判定によりまして、ただいま御指摘のように、土曜日の宿直勤務というものについて、どうも各省庁間の宿直勤務の実態が違つておるのじゃないか。

また、非常に長い勤務時間があるじゃないか、いろいろな問題がございまして、この点は改める必要があるということも判定いたしておるわけでございます。判定ではそういうふうなことをしておりますが、ただいま御指摘のようについて細則に基づきます規則を受けまして細則というのがございまして、問題はこの細則を廃止しなければ判定の趣旨に合わないというわけでございます。まあ、この判定を出しますにつきましては、十分いろいろ検討をいたしまして、こういふ判定が出ておるのでございませうけれども、われわれとしては、このたまたま御指摘の細則は廃止するということにきめております。ただこれを廃止するにつきますと、いろいろ前提条件がございまして、その準備をたてていまいでいるというのが現実の状況でございますが、それは宿日直というものがどうもはつきりしない点が多少あるわけでございます。ある省庁におきましては、まあこの二人でおやりになるという、ある省庁における宿日直は二人でやるというふうな、二人でやる場合が適当である場合に、それを一人で行つて、そして土曜日の宿日直に相当いたします勤務を二人に命じておるといふような例がある。そういうことがほんとうに、職務の観点から見まして十分納得性のあるものであるかどうかという点が多量にございまして、あるわけでございます。それからまた、土曜日に申しまして、ある省庁におきましては、十二時半で勤務時間が終わるというところになりませんが、もう

少し長いというふうなものもいろいろある。そうすると、土曜日を分けることいたしましたも、その分けたときに十二時半から五時までの勤務時間というものが、まあ通常はそうなるわけですが、それが、それより短い時間の問題も起きてくるというふうなことがいろいろあるわけでございます。また、ただいま申し上げましたようなことに関連いたしまして、現在についております宿日直関係の予算というもので、それがどういふ工合に足らないか、あるいはやりようによつては足りるかというふうな問題がいろいろございまして、そういうことを見きわめをつけました上で、この細則の改正をいたす。その現在の細則に即応いたしますように、現在に必要なる細則を設けるというふうなことが必要になつてくるわけでございます。この判定が出ましてから鋭意その準備をいたしております。したが、人事院といたしましては、あの細則は廃止するということを目途にいたしまして、所要の準備を現在急いでやつて、できるだけ早く廃止したいというのが人事院の趣旨でございます。その準備をたてたい急いでやつておる、こういう状況でございます。

○委員長(河野謙三君) この際お知らせいたします。その後、政府側から増子公務員制度調査室長並びに大蔵省から谷村主計局長が御出席になつておりますから、御参考までに。

内閣委員会會議録第九号

昭和三十七年三月八日【参議院】

二

いると思います。それから結局十年間固定されるということになってきたわけでありますが、今後もそういう考え方でいかれるのかどうか伺いたいと思います。

○政府委員（滝本忠男君） 三百六十円がきめられました十年経過しているのが、その間一回も変えていないじゃないか、そのとおりであります。当初三百六十円をきめましたときには、これはたいたい御指摘になりましたように、当時そういう勤務をやります際に宿日直手当の制度がなかったものでありますから、したがって、これを打ち切り超過勤務という形でやっておつたことがあつたわけがあります。したがって、その当時やっておつた実績をそのまま平均的に移して三百六十円にきまつたという経緯がございます。ただそういうことにきまつた後におきましては、やはり公務員の給与というものは民間の給与とバランスをとりながらいつでも考えていくという建前になっておりますから、したがって、これだけのもう民間のその種の給与と無関係に、たとえば宿日直手当というもののは主として夕食代というふうなことが考えられる、こういうふうな食事代というところで考えられるというふうなことにになると、その食事もずいぶん上がっているじゃないかという議論も立て得ますが、考え方として民間と合わせていくということが各方面の御納得をいただけることじゃないかと考えております。現に地方公務員は国家公務員の例にならうということでありまして、地方では三百六十円を出しているところとは非常にたくさんあるわけ

けではないのであります。二百五十円から三百円程度のもを出しておられるところが非常に多いという現象が一方にあるのであります。また、われわれのほうでいろいろ民間の状況を調べてみますと、平均的にいうと三万円程度になっているのじゃないか、しかし、この資料は正確なたびたびの調査ではありませんが、それを根拠にもを言う気はございませんが、大体そういうふうな思っておったのであります。しかし、この三百六十円というところが適当であるかどうか、民間と比較して低いかどうかということにつきましてもやはりきめ手がないわけでありまして、われわれとしては、なるべく民間給与調査をやります際にあわせて民間におけるこの種の制度に對する手当がどのようになっておるか調べてみたい、そしてその結果によりまして判断をして参りたいと、このように考えております。

○鶴岡哲夫君　そうしますと、今度の五月ごろから始められます民間給与の実態調査の中に繰り込んでやってみると、こういうことですか。

○政府委員(滝本忠男君)　そのようにいたしたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君　それでは、その三百六十円と百八十円の問題については、また機会をあらためまして論議をいたしたいと思ひます。この問題については終わります。

次に、公務員制度担当大臣が見えておりますので、暫定手当の問題につきまして伺いたいと思ひます。

暫定手当の問題につきましては、本委員会で非常にとびたび論議になったことは御承知のとおりであります。前

回の委員会におきまして、暫定手当が三十七年度の予算の中に計上されてないという点から見まして、政府の内部におきましてどういふような論議があつたのかというやうな質問がありまして、これについて政府側の政府委員から答弁があつたわけですが、それで、これにつきまして、はなはだ遺憾に思ひますし、不満に思ひますので、あらためましてその答弁の一つの材料にしながら、公務員制度担当大臣に伺いたいと思ひます。

これはちよつと経過を申し上げておかなければいかぬと思ひるので簡単に申し上げますが、御存じのように、三十二年に給与法の大改正を行つたわけですが、その際に地域給というものをなくしまして、暫定手当という形にして――暫定ですから暫定的な手当ですが、その際に三年ぐらゐの計画で、無級地に対して一段階分支給をする、そして三十四年の十月に本俸に繰り入れられるという措置をとつたわけですが、この給与法が成立しますときに、暫定手当について、本院におきまして二つの附帯決議があつておつたのです。一つは、同一市町村内におきまして暫定手当の不均衡をすみやかに是正するといふこと、つまり市町村合併によりまして種々問題が出ておられますので、同一市町村内における暫定手当の不均衡をすみやかに是正をしたいといふ決議と、もう一つは、三十四年度以降におきましては、暫定手当はすみやかにひとつ整理をして本俸に繰り入れるべきだと、こういう二つの決議があつて、たびたび本委員会での二つの附帯決議の問題が論議になつて、同一市町村内におきまして不均衡については、三十

五年の十二月人事院が勧告をいたしまして、その翌年の四月一日から政府が実施したわけですが、残つた附帯決議の一つでありますところの本俸に繰り入れていくということについては、これは昨年の臨時国会におきまして論議になつて、担当大臣がお見えになり、大蔵大臣も見えて、人事院総裁もおられる中で、これは繰り入れたらいいというところがあつて、人事院が昨年の十二月十四日に暫定手当の繰り入れについての勧告をした。ところが、今回に限りましてこれを論議したところが、政府内部では消極的であつた、こういうことはどういふやうな説明でした。八月の八日に人事院が民間給与との関係で水準をきめて勧告をした、その後またいささかなりともその水準を侵すやうな暫定手当というものをすみやかに実施することについては消極的であつた、こういうことなんですね。これについては問題が種々あるのですけれども、一体そういうことなのかどうなのか。御存じのように無級地に對しまして三年計画で一級地分支給しますと、その金額は本俸に對しまして一年度分が一・二%ぐらゐです。これは全公務員に直しますと、水準としては〇・二%ぐらゐは水準が動くのではないかと、さう感じがあります。全体にならした場合は〇・二%、その程度は水準が動くのではないか。そのためにやりたくないというお話ですが、その点をひとつ執拗に私は聞きたいのです。

○国務大臣(福永健司君)　ただいまの御質問の点は、私といたしましては、この種の質問はあつたがまあ当然である、さういふやうに私も考えます。

で、経緯等について今お話があつたのであります。お話を聞かされたことともいえるのであります。新年度の予算案を作りますときに、私はこの点につきましてはぜひいふん執拗に努力をしたつもりでございます。しかし、予算化されてないという意味においては、幾ら執拗にやってもだめじやないかというおしかりを受けるかもしれないが、まあ今のお話だけでございまして、あつさりこれがどうも私があきらめてしまつたかのようなことに伝わつてもこれは関係者の皆さんにたいへん申しわけないと、さう私事直に思つてお話をいたしますので、なお申し上げますが、予算案を決定します最終の閣議のときまでずっとこの問題持つて参りました。私は強くこれを実施すべきであるという主張をいたしましたので、でございますが、ついに予算化されるには至らなかつた、さういふわけで、その理由については今お話のありましたやうなこともあるわけでございます。

政府内部ではすみやかに実施することについては消極的といふ今御表現ございましたが、私はこれは必ずしもさう思つてないものであります。今もなおできるだけすみやかに実施したいといふことで私は考え方を全然変えておらないのであります。ただし、現実の問題といたしまして、今現実に出ている予算にそれが入つていないのにすみやかというわけにもいかぬじやないかと、さういふことに確かなるのでございます。まあ最終の閣議のときにも、今度の予算には入らなかつた

が、しかし、引き続き検討いたしまして、できるだけすみやかに実施するといふことでなければ私はどうしても了承できない、さういふやうに言つてあるものであります。したがしまして、この予算は一応御承知のやうなものでございまして、この上にも私はこれについて努力をいたしたい、さう考えるわけでございます。ただ、すみやかにだかそれじゃ目安はどうなのかといふことになりまして、このところ私もいつからどうなりましたやうなことを申し上げることはなかなかむずかしいのであります。まあ幾分かおくれるといふことにはなりました。が、適当な時期をとらえて従来からの経緯もございまして、今御指摘のありましたやうに、当然考え方の筋としてはあま論議の余地はないと、私は考えるのでございます。さういふ意味で、なお今後一段と努力をいたしたいと考えております。

○鶴岡哲夫君　担当大臣のあまり論議の余地はないといふやうなお話になります。論議のしにくいやうな話になるわけですが、しかし、今の経過の説明を伺ひまして、どうもやはり納得できないのは、さつき私が理由としてあげました水準差を若干動かすといふことについてさういふ観点から消極的であつたといふ話ですが、前回の勧告です、三十五年の十二月の勧告、同一市町村内におきまして暫定手当の不均衡を是正するといふ勧告、これは翌年の四月一日からすみやかに実施された。これもさつき論議すれば、給与水準を幾らか動かす内容になつてゐるわけですし、今回に限つてまたさういふやうなあらためて何か水準を動かすとい

すこと自体も、またこういうわけであるからというので、閣議等ではつづさらにもた話を出すのに一つの機会であると思つておられます。せいぜい努力をいたしたいと存じますが、ここで私が新年度早々から実施云々というところまではちょっと申し上げられないことをお許しをいたしたいと存じますが、しかし、鋭意だいたいの話等もございまして努力をいたしたいと、こういうふうに存するわけでございしますから、御了承いただきたい。

○山本伊三郎君 実はこの勧告の実施は、三年計画でこれが一段階解消するという内容なんです。したがって、一年おくれると、それだけ一年延びてしまふのです。したがって、私が来年度というのは、現実三年間その実が実現でき得るという意味のことを言つておる。しかし、法律的な措置も、予算的な措置も今のところ予算に載っていないから、全然もうでき得ない、道はないということでも私はないと思ふ。したがって、これはまあ担当大臣だけにこれを言うのなかなか無理かもしれませんが、まあ予算の編成について大蔵省が相当権限を持つておられますが、しかし、どうしてもあなたに言うしか仕方ない、担当大臣である以上、したがって、この問題が私は誠意があるならば、大臣、まだこの予算に対して別に修正とか、そういうものについて相当問題あります。しかし、国会開会中において閣議であつたからこの問題を、予算を修正するとか、そういう問題は別として、もう一回ひとつ出してもらつて、こういう実情だということをおしやつてもらいたいと思ふ。また、あなたとこでもお目にかかる

のは、いま先ほど鶴岡君言いましたように、労働省設置法もありますから、たびたびお目にかかると思ふ。したがって、それまでに……（脅迫状）と呼ぶ者あり）脅迫じゃない、それまでにひとつ閣議で語つて、あなたの誠意を示した内容というものを一ぺん聞かしてもらいたいと思ふ。これは私が言うのじゃなくして、地方公務員を含めて百何十万人の人々が期待しておつたのですから。だから、その点ひとつ、そんなことは今さら出せぬじゃないかと言われるのか、それだけの誠意があるかどうか、それだけは最後に聞いておきたい。

○国務大臣（福永健司君） お説のよう努力をせよといはしたいと存じます。

○委員長（河野謙三君） ちょっと速記をとめて。

（速記中止）

○委員長（河野謙三君） それでは速記をとめて。

○鶴岡哲夫君 前回旅費法の種々疑問に存しておりました点について何つて答弁を聞いたのですが、それらに基づいて再度論議するという気持でおつたのですが、時間の都合もございまして、それらは一応省きまして、種々問題はあつた、額の問題につきましてもはなはだ満足いかなない点はございしますが、一応おきまして、残つて日額旅費、これについてぜひひとつはつきりさしておきたいというふうに思ひます。

この日額旅費は、御承知のとおりに、旅費法の二十六条に基づきまして日額の旅費の額なり、支給条件なり、支給の方法、こういうものは大蔵大臣と各省庁の長が協議をしてきめるといふ

ことになつて、各省の旅費規程というものが出ておるわけなんです。その旅費法の中でいろいろ各省不均衡な面もありますし、問題もありますけれども、一応基準的なものにつきては、こゝで何つて確かめておきたいというふうに思つておられます。

それは日当ですが、日当は、今七十七円と、百五十五円と、百三十五円というものが大抵の基準になつて、三つの段階に分かれておられます。八キロから十六キロ未満引続きいて五時間以上八時間未満の出張の場合においては七十円、十六キロから二十五キロまで引続きいて八時間以上、これは百五十五円、二十五キロ以上引続きいて八時間以上の出張については百三十五円、こういう形になつておられます。この根拠をどうだということも詳しく伺いたいのですが、時間もとりまして、一体七十円という金額で――この中の半分は大抵昼食費だといふのですが、三十五円の昼食費は、どんなに食へるか食へないかといふことになるのですが、そしてこのほか交通費も雑費も入つてゐるという形で七十円になる。どうもあまりこまかくいろいろふりにされまして、まづいんでですね。今回は若干引き上げられるだろうと思ひます。引き上げられま

けれども、過去の経緯から見て、この引き上げられ方がまたこまかいものになるのじゃないか。この七十円が八十円見当になるのじゃないかといふ気がしてならないわけなんです。あるいは八十五円見当ですね。そういうことになりまして、今までの不満というものは非常にあつて、若し人たちが出てゐるわけですね――若い人もおられますし、年配の

人もおられますが、一線にあつて、営繕とか測量とか、調査とか、検査とか、監査とかという形で歩いておられる、その人たちの旅費がこういう形で、日当七十円。その中の半分は昼食費だといふのじゃ、どうも突つ込んでいろいろ伺いたいたい点もあるのですが、ぜひこれをひとつ相当大幅に引き上げてもらいたいといふ強い熱望を持つてゐるわけなんです。どうも七十円じゃ納得がいけないんですけれどもね。

それからもう一つ二十五キロ以上引続きいて八時間以上、三段階で百三十五円となつておられますが、実際問題として、三十五キロ以上というものが出てくるわけですね。ですから四段階に分ける必要があるのじゃないか。三十五キロ以上引続きいて十五、六時間という出張に対しては普通旅費でいう日当、最低三百円といふことを基礎において考える必要があるのじゃないかと思ひますが、そこら辺について大蔵省の見解を聞きたいと思ひます。

○政府委員（平井通郎君） 日当七十円と、内容はどうか必ずしも明確でないという御指摘でございまして、御承知のとおり、この前の御質問でもお答え申し上げましたように、この日額旅費の計算というものは、長い間の歴史的沿革から出てきておまして、必ずしも精細な積み上げ計算によつてできておるものでないことは御承知のとおりでございします。今回旅費法の改正に

伴ひましてこれがどの程度引き上げになるかということについては、まだ私どもとしましては、実際的には旅費法が通つておられないので検討を開始いたしておりません。ただ、旅費法の成立がありましておきましては、各省とも話し合ひまして、できるだけすみやかにこれを定めたといふふうに考えておられます。ただ、その金額はどのくらいになるかという問題につきましても、ただいまの段階では、一般的に日当、宿泊料の改正の趣旨を織り込んで検討するといふ以上には、ちよつと申し上げかねると思ひます。

それから第二点でございしますが、三十五キロ以上の場合について、特別規定を設ける必要があるのじゃないかという御意見でございしますが、これらの点につきましては、当面の問題として、直ぐには妥協がどうかということも十分検討をいたさなければなりませんので、今直ぐにどういふふうにするかといふことはお答えすることは御容赦をいただきたいと思います。次第でございします。

○鶴岡哲夫君 今回の旅費の定額の引き上げに伴つて日額旅費の日当等が變つてくるという場合に、この法律の仕組みからいいますと、どうも相当低目にきまるのじゃないかという感じを持つておられます。それはこの間、前回問題にいたしました二十七条の在勤地内旅行ですね、これよりまだ下に据えておられますから、日額旅費は、在勤地内の旅行よりもまだ下にきめてあるのです。あれは御承知のようによつて、二分の一、日当の二分の一、三分の一といふ形にきまつてゐる。その二分の一、三分の一よりまだ低目にきまつてゐるわけなんです。そうしますと、どうも、今

回この日額旅費をせつかく改定されるわけですが、各府庁の長と大臣が協議してきめられるわけですが、どうも思うように上がらぬのじゃないかという懸念をするわけです。ですから、これはぜひひとつ、私さつき申し上げたように、現場において実際に働いておる人たちの期待にできるだけ沿うような形に、ひとつおきめいただくように要望いたしておきたいと思ひます。

それで、今申し上げましたように、実際問題として三十五キロ以上というのが出て参つておるわけです。三十五キロ以上十六時間というよりな日帰りの旅行が相当出て参つておるわけですね。そういうものはやはりどうしても三百円という日当程度のものを基準にして考える必要があるのじゃないか、かといふふうに思ひますので、その点もつけ加へまして要望いたしておきたいと思ひます。

それから次に宿泊料ですが、宿泊料は一応四段階に分かれておるようです。二百円台というのと、四百円台というのと、六百円台というのと、八百円台、四段階に分かれておるようです。ところが、この一番下の二百三十円、これは引き続き二日以上旅行する場合で、朝飯と昼飯と泊まり料が入つて二百三十円というわけです。これはどうも実態に即しない、これはこの二百三十円というのは、リュックサックを背負つて米を持ってカン詰を背負つて自炊をする。昼飯、晩飯それから朝飯も自炊をするという建前から、この二百三十円というのが何かきまつてゐるようですね。しかし、実際問題として、リュックサックを背負つて、米と

カン詰を背負つてお前行ってこいといつても、二百三十円じゃどうも私はいやがつてしまふ。ストープにあたつて普通の旅費で三百円の日当をもらつて、これははるかに楽ですからね。この二百三十円という程度のものについては根本的に考へていただかなければならぬと思ひます。これは適用の例は少ないわけですね。これは適用の例は、現実問題として二百三十円というのがある。しかもこれには交通費も入つてゐる、それから昼食も朝飯も晩飯も入つて二百三十円というのじゃどうもならない。こんなミゼラブルな問題はすみやかに検討されるべきだと思ひます。それからあと四百円台と六百円台ですね。この四百円台のやつは、公用施設に泊まる場合、ということになつてゐます。それから六百円台のものは、公共施設——公用と公共、どちらも違つて解釈されてゐるようですけれども、しかしいづれにしても、四百円と六百円というのです。これは汽車賃も入つてゐることです。日当も入つてゐるのです。この中に宿泊料も入つてゐるのだといふのは、やつぱりどうも納得しにくいのです。それから八百円台というのがあります。これは最高のやつですね。これは普通の旅館に泊まる場合八百円。これは八百四十円というの、この中に言つてもなく日当が入つてゐるのです。それから交通費も入つてゐる。それで八百四十円。これでも普通の旅館に泊まつて八百四十円。朝飯も晩飯も昼飯も、また交通費も入つてゐるのだ。これでは、どう考へても無理だ。したがつて、この八百四十円という乙種の段階で、乙種の最低額を千二百円という程度に持つてい

く、普通旅費でありますと、そのほか三百円の日当が入りますけれども、千二百円プラス三百円になりますけれども、この日額の場合には千二百円にする、その中に日当を含むという程度の、相当実情に合った是正をされる必要があるのではないかと、いふふうに思つておられます。それらの点について見解をひとつ承つておきたいと思ひます。

○政府委員(平井通郎君) 日額旅費を支給される旅行は、先生すでに御承知のとおり、たとえば測量、調査、土木、営繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行、あるいは長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行、その他職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張といふことでございまして、まあ一般的に常時出張するよりな態勢、あるいは出張する目的から見て、ある程度一般の旅行、出張の場合よりも低い単価でも、まあやつていけないことはないといふふうに考へるものを取り上げてゐるわけでございます。その支給単価に種々差別のあることは、今先生御指摘のとおりでございます。それらには、先ほどの宿泊施設がどのようになつてゐるかとか、いろいろな点を勘案した結果出てきたわけでございます。その中で、その単価が通常の旅費とのバランスにおいてどの程度にあるのが妥当であるかといふことは確かに御議論のあるところでございます。今回の改定に際しまして、どの程度のものになるか、私もまだ具体的に検討いたしておりませんが、御趣旨の点を十分勘案いたしまして研究をいたしたいと思つております。

○鶴岡哲夫君 今、講習、研修、そういう場合にはまた一段と下がつてゐるわけですね。日当額が昼食費を含めて五十円——昼食費を含めて五十円といふことになつておるわけですから、さうこれより低目にきまるわけですね。ですから、それはまあ、その問題を取り出して論議いたしてもよろしいとございまして、一応私ここで問題にいたしまして、それ以外の業務旅費を言つてゐるわけです。調査、測量、営繕関係、あるいは検査、監査、こういう場合に、いふやうな形になつておるわけですね。ですから、ぜひ今私が御要望いたしましたように、普通の旅館に泊まつて八百四十円というのを、やつぱり最低を千二百円程度、普通の旅費の場合は千二百円プラス三百円という日当が入りますけれども、これはその千二百円の中に、日当も含めて千二百円程度というよりなものを基準として考へていただくように、思ひ切つた処置をしていただかないと、實際いやになつてしまふ。二百三十円で歩けといつても、これはだれでもいやになつちやう。ですからこれは相当強く善処を要望しておきます。

○政府委員(谷村裕君) 先ほどから御指摘の日額旅費の問題は、確かに仰せのとおり、各府庁からの予算要求におきまして強いものがございまして、われわれといたしましては、今回旅費法の改正を考へます際にも、かなり御趣旨の点を勘案して考へたつもりでございます。ただ内容が、今御指摘のような意味で、十分であるか、あるいはまあとてもさういふことでは話にならないといふやうなものであるかといふ点につきましては、いろいろ議論があ

るかと思ひますが、たとえば私どものほりの省に入つております国税庁なども、さういふ意味で、毎日調査のために出歩いたり何かするために、日額旅費を非常に多く要してゐるやうなところでございます。まあなかなか基準がむずかしいわけでございます。今後ともできるだけ各府庁とも協議いたしまして、具体的に妥協性のあるものにしていきたいと思ひます。御議論がある半面、また一方では、言葉は悪いけれども、まあ旅費かせぎみたいになつてゐるやうな弊もないやうにしなければならぬといふ気持ちもございまして。常時さういふやうに外に出て調査したり何かするものが勤務の態様になつております場合には、おのずから通常の旅費とはまた違つた扱いがある。その違つた扱いをする程度がどのくらいであるか、これが非常にむずかしいところだと思ひます。まあ私もその気持も、決して無理やり一方的に押しつけるということではなくて、実情に合ったやうにしたいと思ひますが、その程度につきましては、今鶴岡委員のおっしゃいました点も十分考へまして、また、今後検討させていただきますと存じます。

○鶴岡哲夫君 今の日額業務旅費の場合、役所全体としましては、日額を使つてゐるところは、全体としては常時歩いておられますが、個々の職員をとつてみますと、常時歩いてゐるわけではない。毎日々々歩いてゐるわけでは毛頭ないわけですね。ですから実際上の問題として、これは実例をあげてお話しするさらにはつきりするのですが、たとえば労働基準局、これは

るかと思ひますが、たとえば私どものほりの省に入つております国税庁なども、さういふ意味で、毎日調査のために出歩いたり何かするために、日額旅費を非常に多く要してゐるやうなところでございます。まあなかなか基準がむずかしいわけでございます。今後ともできるだけ各府庁とも協議いたしまして、具体的に妥協性のあるものにしていきたいと思ひます。御議論がある半面、また一方では、言葉は悪いけれども、まあ旅費かせぎみたいになつてゐるやうな弊もないやうにしなければならぬといふ気持ちもございまして。常時さういふやうに外に出て調査したり何かするものが勤務の態様になつております場合には、おのずから通常の旅費とはまた違つた扱いがある。その違つた扱いをする程度がどのくらいであるか、これが非常にむずかしいところだと思ひます。まあ私もその気持も、決して無理やり一方的に押しつけるということではなくて、実情に合ったやうにしたいと思ひますが、その程度につきましては、今鶴岡委員のおっしゃいました点も十分考へまして、また、今後検討させていただきますと存じます。

一、文部省に産業技術教育局設置の請願(第一六三三三号)

一、元満州国官吏の恩給に関する請願(第一六三八号)(第一七一六号)(第一七三〇号)

一、山形県河北町溝延、西里両地区の寒冷地手当増額引上げに関する請願(第一六九八号)

一、米軍水戸対地射撃場返還に関する請願(第一七二六号)

第一五三三三号 昭和三十七年二月十六日受理

恩給、扶助料受給者の処遇改善に関する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂町一五四 小山初子

紹介議員 上原 正吉君

恩給、扶助料受給者の処遇改善のため、恩給、扶助料の給与ペースを国家公務員の現行給与ペースと均衡のとれた線まで引き上げること、昭和三十一年度において必ず実現せられるとともに、第三十八回国会において、恩給法の一部を改正する法律案が参議院通過の際行なわれた附帯決議のうち、政府は恩給及び各種年金受給者の処遇について適時所要の改善を実施し得るよう、すみやかに適切な措置を講ずべきであるとの趣旨を早急に法制化せられたいとの請願。

第一六〇三三号 昭和三十七年二月十七日受理

恩給、扶助料受給者の処遇改善に関する請願

請願者 埼玉県浦和市岸町二ノ一七七 全国軍人未亡人婦人会内 神保ヨシ

紹介議員 松村 秀逸君

この請願の趣旨は、第一五三三三号と同じである。

第一六九九号 昭和三十七年二月二十一日受理

恩給、扶助料受給者の処遇改善に関する請願

請願者 埼玉県浦和市常盤町九ノ一九七 藤井きやう

紹介議員 小林 英三君

この請願の趣旨は、第一五三三三号と同じである。

第一五三四四号 昭和三十七年二月十六日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 愛知県愛知郡東郷村大字和合二二六 磯村悦

紹介議員 天基 良吉君

今回復府は、恩給の仮定俸給年額を改正し、昭和三十一年度から順次実施すべきことを決定したが、この関係法案を第四十回国会において必ず成立せしめるとともに、第三十八回国会において参議院の附帯決議で要望された恩給受給者等の処遇を適時改善できる制度を、早期に実現せられたいとの請願。

第一五四八号 昭和三十七年二月十六日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 岡山県真庭郡勝山町大字勝山七九 水口照夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一五三四四号と同じである。

第一五四九号 昭和三十七年二月十六日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願(十通)

請願者 埼玉県大里郡豊里村大字中瀬四九六ノ一 河田文賢外七千八百七十一名

紹介議員 大泉 寛三君

この請願の趣旨は、第一五三四四号と同じである。

第一五九七号 昭和三十七年二月十七日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願(五通)

請願者 茨城県稲敷郡河内村平川三二八 茨城県軍恩連盟河内支部内 篠田正外三百九十三名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一五三四四号と同じである。

第一六二七号 昭和三十七年二月十九日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願(八通)

請願者 愛知県丹羽郡大口村大字秋田字大原二七ノ二 佐藤外治外千九百二十五名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第一五三四四号と同じである。

第一六三二二号 昭和三十七年二月二十日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 愛知県知多郡上野町大字荒尾字東川一〇 坂野芳一外四百八名

この請願の趣旨は、第一五三四四号と同じである。

第一六九六号 昭和三十七年二月二十一日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願(三通)

請願者 千葉県印旛郡印旛村萩原一、五二二 鈴木徳之助外五千二百二十六名

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第一五三四四号と同じである。

第一六九七号 昭和三十七年二月二十一日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 愛知県知多郡東浦町大字緒川 片山政治外四百三十二名

紹介議員 天基 良吉君

この請願の趣旨は、第一五三四四号と同じである。

第一七一七号 昭和三十七年二月二十二日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 愛知県半田市乙川新町三ノ六一 杉浦武雄外四百三十一名

紹介議員 天基 良吉君

この請願の趣旨は、第一五三四四号と同じである。

第一七二八号 昭和三十七年二月二十二日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願(五通)

この請願の趣旨は、第一五三四四号と同じである。

第一七二九号 昭和三十七年二月二十二日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 新潟県新井市大字新井町甲二四三 楢金稲平外六百六名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一五三四四号と同じである。

第一五三六号 昭和三十七年二月十六日受理

寒冷地手当支給率改正に関する請願

請願者 山形県西村山郡朝日町長 村山善一郎

紹介議員 白井 勇君

国家公務員に対する寒冷地手当等支給規程(昭和二十五年八月二十八日総理府令第三十一号)第三条の支給率五級地「百分の八十」は、現在の諸物価の上昇率からみて低きに過ぎるから、これを「百分の百」に改定せられたいとの請願。

第一五三七号 昭和三十七年二月十六日受理

山形県庄内地区の寒冷地手当増額引上げ等に関する請願

請願者 山形県酒田市長 小山孫次郎外四名

紹介議員 白井 勇君

山形県庄内地区は現在寒冷地手当支給
級地四級地に区分されているが、冬期
間の降雪量並びに風雪は全国一を示し
ており、それによる被害は近隣の五級
地域に比し大なるものがあるから、当
地区を現在の四級地から五級地に引き
上げるとともに、寒冷地手当の支給率
を百分の百に引き上げられたいとの請
願。

第一五八四号 昭和三十七年二月十
七日受理

山形県庄内地区の寒冷地手当級地引上
げ等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市長 松本

狭外八名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第一五三七号と同
じである。

第一五四五号 昭和三十七年二月十
六日受理

金し勲章年金等受給者処遇に関する請
願

請願者 埼玉県浦和市前地町
二ノ四六埼玉縣勲章会
内 渡辺金造

紹介議員 小林 英三君

旧金し勲章年金受給者に関する特別措
置法案の内容をみると、従来の年金受
給者だけの処遇になつており、一時金
受給者に対する賜金証書は交付しただ
けで今日まで不払いとなつてゐるの
に、これについてならその処遇がな
されておらず、まことに不合理である
から、(一)金し勲章の年金一時金受領
者の処遇は区別することなく、必ず一
律に措置すること、(二)本請願を始め
てから幾多の老齢者は、年金か一時金
受給でもと悲願を訴えながら毎日死没
している現状はまさに悲痛のきわみで

あるから、これら死没者に対しても一
定期間をさかのぼり、その遺族に対し
て受給の資格を与えること等を本国会
において追加規定し、これがすみやか
に実施されるより特段の配慮をせられ
たいとの請願。

第一六二五号 昭和三十七年二月十
九日受理

金し勲章年金等受給者処遇に関する請
願

請願者 三重県上野市愛宕町
一、九四八全国功友連
盟三重県支部連合会
内 榊井伊一郎外七百
五十名

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第一五四五号と同
じである。

第一五四六号 昭和三十七年二月十
六日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関す
る請願

請願者 岡山県笠岡市笠岡一、
六七四 江浪二三九外
七十二名

紹介議員 加藤 武徳君

恩給、年金等受給者の処遇改善のた
め、(一)第三十八回国会に参議院にお
いて行なわれた附帯決議の趣旨にもと
づき、経済の成長に伴つて恩給、年金
等が合理的に改善されるより、常時こ
れを調査、検討し、これを実施する制
度、機構をただちに設置すること、
(二)公務員の給与ベースに準じ、同一
の理由にもとづき、従来の慣習に従つ
て、恩給、年金等を増額改正すること
と、(三)恩給、年金等受給者に、老齢
福祉年金を併給し、かつ、その場合、

所得並びに最高支給額制限等の緩和に
ついて十分考慮を加えること等につい
て善処せられたいとの請願。

第一五四七号 昭和三十七年二月十
六日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関す
る請願

請願者 愛媛県松山市二番町五
七 岡井義雄外千二百
五十六名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一五四六号と同
じである。

第一七一五号 昭和三十七年二月二
十一日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関す
る請願

請願者 静岡県駿東郡原町原二
九二国鉄OB同志会原
支部内 野沢幸次郎外
三百九十四名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第一五四六号と同
じである。
第一二七号 昭和三十七年二月二
十二日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関す
る請願
請願者 茨城県水戸市三ノ丸茨
城県退職公務員連盟
内 石川まさ外三千八
十八名
紹介議員 武藤 常介君
この請願の趣旨は、第一五四六号と同
じである。
第一五八五号 昭和三十七年二月十
七日受理

元南満洲鉄道の職員に関する恩給法等
の特例制定に関する請願

請願者 東京都北多摩郡小平町
一、二四二 安部慎一

紹介議員 伊藤 顕道君

政府は、第三十八回国会において満州
国等外国政府職員期間の前後を有する
公務員の普通恩給並びに共済年金の基
礎となる在職年の計算について、それ
ぞれ外国政府職員期間を全くと同
じであつた南満洲鉄道株式会社職員に
ついては、再三にわたる請願、陳情に
もかわらずならぬ措置を講ぜられ
ないことは、まことに不公平かつ遺憾
なことであるから、昭和三十六年六月
六日の参議院内閣委員会における附帯
決議にもとづき、(一)恩給法等の一部を
改正する法律附則第四十二条「外国政
府の官吏又は待遇官吏(以下「外国政府
職員」という。下同)とあるを「外国政府
の官吏又は待遇官吏若しくは南満洲鉄
道株式会社職員(以下「外国政府等職員
」という。下同)に改め、同条中「外国政
府職員」とあるを「外国政府等職員」に改
め、(二)国家公務員共済組合法
の長期給付に関する施行法第九条一
項条三号中「外国政府職員」とあるを
「外国政府等職員」に、「外国政府」とあ
るを「外国政府等」に改正すること、
等の実現を期せられたいとの請願。

第一五九三号 昭和三十七年二月十
七日受理

元南満洲鉄道の職員に対する恩給法等
の特例制定に関する請願(三通)

請願者 東京都小金井市前原三
ノ一、一四九 大木正
夫外二名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第一五八五号と同
じである。

第一七一〇号 昭和三十七年二月二
十一日受理

元南満洲鉄道の職員に関する恩給法等
の特例制定に関する請願(三通)

請願者 東京都千代田区永田町
一ノ一 枝吉勇外一名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一五八五号と同
じである。

第一七三六号 昭和三十七年二月二
十二日受理

元南満洲鉄道の職員に関する恩給法等
の特例制定に関する請願(三通)

請願者 東京都目黒区上目黒五
ノ二、五五九 門馬 外二名

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第一五八五号と同
じである。
第一六二六号 昭和三十七年二月十
九日受理
恩給引上げに関する請願
請願者 鹿児島県西之表市西之
表 長野正外七百四十
二名
紹介議員 田中 茂徳君
恩給の給与ベースを国家公務員の現行
給与ベースと均衡のとれた線まで引き
上げるより、昭和三十七年度において
必ずこれを実現せられたい。また、第
三十八回国会で恩給法等の一部を改正
する法律案が参議院通過の際行なわれ
た附帯決議のうち、政府は恩給及び各
種年金受給者の処遇について、適時所
要の改善を実施しうるよりすみやかに

適切な措置を講ずべきであるとの趣旨は、早急に制度化し、これによつて、恩給受給者も現職公務員同様、適時適正な給与を受けうる安定した立場を確保できるより特段の配慮をせられたいとの請願。

第一六三三七号 昭和三十三年二月二十日受理

文部省に産業技術教育局設置の請願(一通)

請願者 高知市小津町一三九産業教育振興会内 入交 太兵衛外一名

紹介議員 寺尾 豊君

科学技術教育、産業教育の積極的振興をはかるには、各種の対策を講ずる必要があるが、基本的な要件の一つとして、この教育に関する行政機構を改革整備して、一貫して国家方針に基づき、総合的な施策を計画実施することがきわめて緊要である。明年度から中堅技術者養成の高等専門学校が発足し、産業技術に関する教育の領域はいつぞう拡大するので、この面からも産業技術教育行政の一本化が要請されるのであるが、遺憾ながら文部省の現在の機構では万全な国家的計画指導は行なわれ難いと考えられるから、文部省設置法を改正して、産業技術教育局を新設し、高等専門学校、高等学校、中学校及び各種学校等における科学技術教育、産業教育に関する一元的な教育行政を行なうよう措置せられたいとの請願。

第一六三八号 昭和三十三年二月二十日受理

元満州国官吏の恩給に関する請願

請願者 福島市杉妻町一六福島県庁内満蒙関係恩給法改正期成同盟内 山下 哲

紹介議員 石原幹市郎君

元満州国等官吏の恩給問題については、昨年六月恩給法の一部改正により日満、満日両ケースの通算は実現したが、なお左記の問題が未解決のため著しい不均衡を招来しているから、(一)日一満又は満のみのケースで公務死した者の遺族に扶助料を支給すること、(二)終戦後ソ連に連行抑留された期間を在職年数に算入すること、(三)終戦時(二十年八月八日)まで在職した者に限り通算するという規制を撤廃すること、(四)日一満ケースで普通恩給権を得て渡満した者は派遣官吏でありながら外地在職期間が全然除外されているが、このケースにも在職年数を通算すること、(五)日一満ケースの通算に当り「外国政府職員となるため公務員を退職し」の条件を撤廃するが運用に当り緩和方法を講ずること、(六)満一、日一満の通算に当り、在職年数を十七年で打ち切る規定を撤廃し、実在年数は九七通算すること、(七)日一満ケースの退職時の仮定俸給の定め方を改正すること等の早期実現を期せられたいとの請願。

第一七一六号 昭和三十三年二月二十日受理

元満州国官吏の恩給に関する請願

請願者 鳥取市本町四ノ四六満蒙関係恩給法改正期成同盟鳥取支部内 宇 佐美勇蔵 仲原 善一君

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一七三〇号 昭和三十三年二月二十日受理

元満州国官吏の恩給に関する請願(二通)

請願者 新潟市東町二ノ一六満蒙関係恩給法改正期成同盟新潟支部内 幅 野栄一外一名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六九八号 昭和三十三年二月二十日受理

山形県河北町溝延、西里両地区の寒冷地手当引上げに関する請願

請願者 山形県西村山郡河北町 長 市川清矩

紹介議員 北品 教真君

山形県河北町は昭和二十九年十月一日、旧谷地町、旧西里村、旧溝延村及び旧北谷地村の一町三箇村が合併し、河北町が発足したものであるが、先般当町内の中谷地及び北谷地の両地区が寒冷地手当支給地を人事院の勧告に基づいて四級地から五級地に引き上げられたのに対して、同一行政区域内でも積雪度寒冷度においても全く同様である溝延、西里両地区が五級地引上げの対象外となつたことは意外であり、いちじるしく行政運営の円滑が阻害するものであるから、実情を検討のうえ、本町内溝延、西里の両地区もともに五級地引上げの措置を講ぜられたいとの請願。

第一七二六号 昭和三十三年二月二十日受理

米軍水戸対地射撃場返還に関する請願

請願者 茨城県知事 岩上二郎 外二十九名

紹介議員 郡 祐一君

米軍水戸対地射撃場は、昭和二十一年米駐留軍に接収されて以来今日まで三百余回の事故が発生し、その都度、これが絶滅と射撃場の返還を政府並びに関係方面に対し、強く要望しつづけ、一方、当射撃場が、わが国唯一の原子力センターに隣接する特殊性と、茨城県の産業開発ばかりでなく、わが国の原子力産業開発の観点から、当射撃場の返還について、関係各方面に対し、これが早期実現を要望しつづけた結果、幸い、アメリカ側においては施設特別委員会において、これに代わるべき射撃場があり次第返還することを言明するに至り、今後の焦点は、代替地の問題にしばられることになつた。しかしながら、代替地の選定は、諸種の極めて困難な問題を包蔵しており、これが打開のためには、この際、政府部内一丸となつて強力に対策を講じなければ返還問題の解決をみることは非常に困難な事態に立ちいたつてゐるから、関係者におかれては、それぞれの立場から、これを推進して米軍水戸対地射撃場の返還を実現せられたいとの請願。

昭和三十三年三月十四日印刷

昭和三十三年三月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局